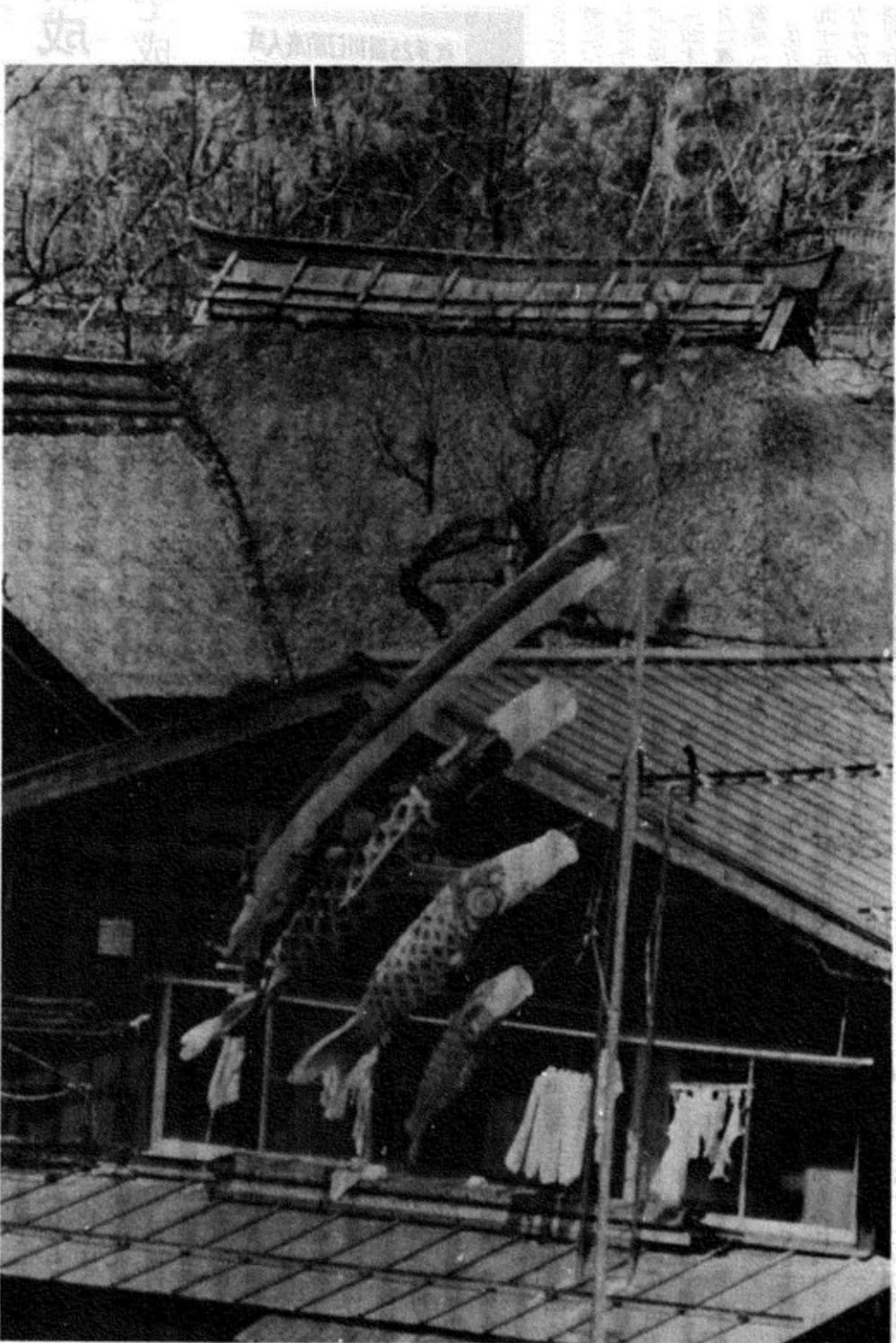


元々からいどら

No.35
5月号
発行人 川口町公民館長 保科 清
編集人 桜井 兵治



風薫る五月 さわやかな季節の到来です。

木沢老人クラブの星野万一さん（七十七才）ハルイさん（七十才）夫妻の活動をご紹介したいと思います。

二のお土産用につくられたもので貰うことになれば相当の値のつく品物です。写真のように実用によるものそっくりにつくられ、誠にキレイにできています。この手先の器用さには驚かされます。「いくつもつくったんだも、東京の土産にみんな持つていかれて……」と語っていました。

広報担当者までお知らせください。

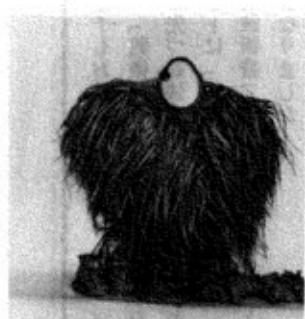


町内にひょう 老人クラブ 員の活動

うお宅に伺いました。

見せていただいたミニとスッペ、ワラグツ、ナベシキ。いずれもミニ

つたカラ一写真を見せてくまました。今後も仲間を広げていって欲しいものです。町内にいろんな活動が展開されています。毎月一つ一つご紹介します。



井浦さん、全日本学生
スキーリーグ表彰を
受ける



相川一の井浦正雄さん(64)は日本大学在学中、スキーリーグ競技の名選手、日大の主将を務めた方です。この度、連盟五十周年でその栄誉、功績に対して表彰の楯が贈られました。後進の指導に今後活躍が期待されます。

▽広報四月号の八頁・公民館運営審議委員に山田英夫氏とありますたが山田勝美さんの誤りですのでお詫びして訂正します。

編集室から

▽広報四月号の八頁・公民館運営審議委員に山田英夫氏とありますたが山田勝美さんの誤りですのでお詫びして訂正します。

▽広報かわぐちに「町民の声」を募集します。福祉センター内の広報係までご投稿ください。なお、町内のいろいろなできごとなど、広報係までお知らせください。

何度も屈辱に負けそうになりました。泥かぶらは耐えました。やがて泥かぶらの心はおだやかになり憎しみが消え、明るくひょうきんな少女になつて行くわけです。

青年学級
はじまる

四月一日に始まつた青年学級はすでに七回を迎えますが、「お茶の心得」「戦後の歴史」が好調な出足を見せています。五月七日はお茶を実際にいただきました。講師は大瀬宥澄さん。茶をいただく作法も学級生にとっては初めてのことばかり、それでも一通りお葉

「戦後の歴史」は太平洋戦争を先づ勉強することになり、テキストに、「戦没農民兵士の手紙」（岩波新書二百三十円）を使うことになりました。

毎週金曜日午後七時半、福祉センターにぜひお出かけください。

なお（お茶の心得え）は五月二十一日で終了し、六月からは野外活動・レクリエーションの持ち方を始めます。途中からでも結構ですからぜひご参加ください。

感電事故を防ぐために

私たちが一般に青線と呼んでいる水路は「国有道水路」で、公共の用に供するために設けた土地でこれを変更するには「用途廃止」「用途変更」「国有土地点検用許

固有財産について

税率の改正は次のとおりです
○原付自転車(一)内は改正前
五十cc以下 一、〇〇円(五〇円)
九十cc以下 一、〇〇円(五〇円)
一二五cc以下 一、〇〇円(一、〇〇円)
○軽自動車及び小型特殊
二輪のもの 二〇〇円(一、〇〇円)
三輪のもの 二、〇〇円(二、〇〇円)
四輪以上の乗用

原付自転車(内は改正前)	税率の改正は次のとおりです。
五十cc以下	五十cc以下
九十cc以下	一、一〇〇円(一、五〇〇円)
一二五cc以下	一、三〇〇円(一、六〇〇円)
四輪以上の乗用	四輪以上の貨物
二輪のもの	自家用
三輪のもの	営業用
四輪以上の乗用	五、九〇〇円(四、五〇〇円)
二輪のもの	二、八〇〇円(三、五〇〇円)
三輪のもの	三、三〇〇円(二、五〇〇円)
農耕用のもの	農耕用のもの
二輪の小型自動車	一、一〇〇円(一、〇〇〇円)
四輪以上の乗用	三、〇〇〇円(二、五〇〇円)

「泥かぶら」

川口町青年団長
中林浩



5月25日 於川口小学校

中林青年団長の祝辞のあと、新成人代表の大淵昇さんが謝辞を述べ
歎美の内に行なわれました。

今年からは弥彦行きを取り止め
新しい趣向で「20才の記録」を発
行。その体験発表を覚張利雄君、
上村智子さんが各々発表しました。
覚張君は成人としての自覺、社
会人としてのしつかりとした感想
を発表し、上村さんは幼稚園教諭

はつらつと新成人の誕生

~~~~~新趣向で成人式~~~~~

③固定資産税  
土地、家屋の評価替えは、三年毎に行なわれることになっており、本年度はその評価替えの年です。ところで宅地などについては、直ちに新評価額に基づいて課税を行なうことは負担の激変が予想されるため、適切な負担増を求める措置が適当であると考えられ、前

**個人の均等割が1,000円に**

未成年者、老年者、寡婦などの非課税の限度額を七十万円（現行六十万円）にそれぞれ引上げられたものです。

第十一章

土地、家屋の評価替えは、三年毎に行なわれることになつております。本年度はその評価替えの年です。ところで宅地などについては、直ちに新評価額に基づいて課税を行なうことは負担の激変が予想されるため、適切な負担増を求める措置が適当であると考えられ、前

率となります。

土地、家屋の評価替えは、三年毎に行なわれることになつております。本年度はその評価替えの年です。ところで宅地などについては、直ちに新評価額に基づいて課税を行なうことは負担の激変が予想されるため、適切な負担増を求める措置が適当であると考えられ、前

を超えるものは一・二の負担調整率となります。

